

独立行政法人海技大学校中期計画

国土交通大臣が定めた独立行政法人海技大学校（以下「大学校」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条に基づき、大学校の中期計画を以下のとおり定める。

1．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営体制の効率化の推進

的確な社会ニーズの把握につとめ、教育課程を再編して、養成定員を50%程度に抑制する。

これに伴い、組織の簡素化並びに教官等の弾力的な配置を図り、効果的かつ効率的な運営を行う。

(2) 人材の活用の推進

国内外関係機関の知見を活かすため、これらと20名以上の人事交流を図る。

(3) 業務運営の効率化の推進

船舶の技術革新に対応する効果的な教育機材の導入に努め、期間中にシミュレータ船員教育システム等3件程度の導入を図り、これらを含めた主要教育機材の稼働率を30%向上させる。

教育施設等の効率的運用を図るため、常設課程に加えて船社等からの委託研修を積極的に推進する等、社会ニーズへの柔軟な対応を図る。

施設管理業務等の外部委託、書類等のペーパーレス化等により、業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制することとする。

2．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

教育の実施に当たっては、教育の質の向上並びに充実を図り、効率的かつ効果的な教育が実施できるよう以下の計画の達成を図る。

海技士科については、入学資格を緩和するとともに船員が受講かつ卒業しやすい受講制度を確立し、船舶の技術革新や船員に求められる技術に対応できるようシミュレータ等の実習機材を活用した実務的教育の充実を図る。

海技士科の具体的な課程の再編は、以下のとおりとする。

【廃止をする課程】

三級海技士科第一、三級海技士科第二

【養成定員の見直しをする課程】

三級海技士科第三、四級海技士科

【入学資格の緩和を図る課程】

一級海技士科、二級海技士科、四級海技士科

現行の三級海技士第四課程については、海技士科から海上技術科として分離独立させて教育内容の改善を図る。特に、内航海運の技術革新に対応した情報技術教育並びにシミュレータ等を利用した実務教育の充実を図る。

また、他の船員教育機関との連携を強化し、座学教育、実習訓練そして就職に至るまで一貫した指導を行うことにより、教育効果の向上並びに船員としての資質向上を図るとともに、海事関係企業への就職率を70%以上とする。

講習科のシミュレータ課程については、社会ニーズに対応するため課程を再構築し、実習機材の整備や教育内容の見直し及び指導体制の拡充を図り、効率的かつ効果的な講習の実施に努める。

講習科の具体的な課程の再編は、以下のとおりとする。

【廃止をする課程】

船橋当直課程、機関当直課程、船舶技術管理課程、国際海運管理課程、海技講習課程

【養成定員の見直しをする課程】

三級海技士課程、四級海技士課程、五級海技士課程、技能講習課程、船舶基礎課程

【拡充が必要な課程】

シミュレータ課程

目標期間中における、海運政策、船員政策遂行並びに社会ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、適宜各科の教育課程及び教育内容の見直しを行い、現行課程で対応できない場合は委託研修課程等、新たな課程の設置を図る。

通信教育については、効率的な運営となるよう全ての課程について養成定員の見直しを行うとともに、乗船勤務をする船員の特殊性を考慮し、インターネットを活用した通信教育の充実を図り、効果的運営について検討を行う。

海技資格取得を目的とする各教育課程については、その目標とする国家試験の合格率が85%以上となるよう、学生に対する模擬試験や個別指導を行い、教育効果を高めることに努める。

教育・研究活動の一層の充実を図るため、船員訓練シミュレータ等の教育機材の整備を行う。

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教官の研修計画を策定し、期間中に10件以上の研修を実施する。

自己評価体制の構築に向けて、各課程において学生による授業評価等の教育評価を実施して、教育内容や教育方法の改善・改革に努める。

(2) 研究の実施

主として、船舶の運航、船員教育の分野で組織的に研究計画を策定し、期間中に合計50件以上の研究を行う。また研究活動の活性化を図るため、他の船員教育機関や大学・研究所等と10件程度の共同研究を行う。

研究全般に関する評価体制を確立し、研究活動の充実に努める。

(3) 成果の普及・活用促進

国内外の船員教育機関の希望に応じ、高度な船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、期間中20名程度の研修員を受入れるとともに、国外の政府機関等の要請に応じ船員教育専門家として期間中に5名程度派遣し、また学会等の関係委員会へ、委員として期間中70名程度派遣する。

研究については、論文発表及び学会発表等を行うとともに、研究報告書を作成する。さらに、インターネットのホームページを開設して研究成果並びに船員教育に関する情報を外部へ公表し、教育・研究成果の普及を図る。

(4) 海事思想普及等に関する業務

教育・研究成果及び海事思想普及のため、本校練習船海技丸を利用した体験航海や

校内施設見学会及び公開講座等を年5回程度開催する。

地方自治体の各関係機関との連携を強化するとともに各種行事に参加し、市民との交流を深め本校施設の有効利用を図る。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

業務の範囲内において、受託収入等による自己収入の確保を図る。

(2) 予算（人件費の見積りを含む。）

区 別	金 額（百万円）
収入	
運営費交付金	5,931
施設整備費補助金	213
業務収入	243
受託収入	-
計	6,387
支出	
業務経費	1,117
施設整備費	213
人件費	4,712
受託経費	-
一般管理費	345
計	6,387

[人件費の見積り]

期間中総額3,962百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

人件費 = 基準給与総額 + 退職手当所要額 ± 新陳代謝所要額 + 前年度給与改定分等

基準給与総額

13年度においては、国の職員であった場合に支給される基本給、諸手当、共済組合負担金等の所要額

14年度以降においては、積算上の前年度人件費相当額 - 前年度退職手当所要額

退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分 + 前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額 - 前年度退職者の給与総額のうち平年度化額 - 当年度退職者の給与総額のうち当年度分

前年度給与改定分等（14年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当、公務災害補償費等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

業務経費（人件費を除く）

13年度は、積み上げ方式による

14年度以降

= { 前年度業務経費相当額（所要額計上経費を除く） ± 学生数等の当年度増減に伴う額 } × 消費者物価指数 × 効率化係数 + 当年度の所要額計上経費

一般管理費（人件費を除く）

13年度は、積み上げ方式による

14年度以降

= 前年度一般管理費相当額（所要額計上経費を除く） × 消費者物価指数 × 効率化係数 + 当年度の所要額計上経費

授業料等収入

これまでの改定ルールに準じて改定し、適切に運営費交付金に反映させる（中期計画期間中において改定が見込まれる場合は、前回の改定率等を用いて収入を見積もるものとする。）。

[注1] 消費者物価指数、効率化係数及び授業料等収入は、毎年度の予算編成過程に

において決定。

- [2] 所要額計上経費は、公租公課、船舶法定検査等の所要額計上を必要とする経費。

【前提条件】

- ・消費者物価指数：期間中は1.00として推計
- ・効率化係数：期間中は0.99として推計
- ・人件費 前年度給与改定分等：期間中は0として推計
- ・授業料等収入：授業料について13年度に3.76%、15年度及び17年度に4.00%、入学検定料及び入学料について14年度及び16年度に4.00%の改定率を織り込んで推計

(3) 平成13年度～平成17年度収支計画

区 分	金 額（百万円）
費用の部	6,081
經常費用	6,081
業務費	4,250
一般管理費	1,626
減価償却費	205
収益の部	6,081
運営費交付金収益	5,633
業務収入	243
受託収入	-
資産見返負債戻入	205
資産見返運営費交付金戻入	85
資産見返物品受贈額戻入	120
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

注) 大学校における退職手当については、役員退職手当支給基準及び国家公務員退

職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(4) 平成13年度～平成17年度資金計画

区 分	金 額（百万円）
資金支出	6,387
業務活動による支出	5,876
投資活動による支出	511
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	6,387
業務活動による収入	6,174
運営費交付金による収入	5,931
業務収入	243
受託収入	-
投資活動による収入	213
施設整備費補助金による収入	213

4．短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、200百万円とする。

5．重要な財産の処分等に関する計画

なし

6．剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備等の整備及び研究調査費に充てる。

7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

本校施設を効率的に維持管理するために、期間中総額2.1億円程度の施設の整備

を行う。

施設整備計画（単位：百万円）

施設名称	予定額	財 源
教育施設整備費		独立行政法人海
本校学生寮空調設備更新等	168	技大学校施設整
児島分校空調設備新設等	45	備費補助金

(2) 人事に関する計画

方針

教育課程の再編に柔軟に対応した職員の配置を図り、教育効果の向上に努めつつ、人員の抑制を図る。

人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の94%とする。

(参考1)

(1) 期初の常勤職員数 85名

(2) 期末の常勤職員数の見込み 80名

(参考2) 期間中の人件費総額

期間中の人件費総額見込み 40億円